

弁論の更新

平成29年8月30日 原告訴訟代理人

原告のこれまでの主張の概要を説明します。原告の主張する違法行為は、違法な捜査、違法な起訴、違法な公判活動の3点です。

第1 違法な捜査

本件強盗殺人の直接証拠は原告及び杉山の自白しかありませんが、自白は違法な捜査の結果作られたものです。

1 別件逮捕・勾留を利用した本件強盗殺人の取調

原告は、まず昭和42年10月5日、(以下、年は省略します。)に別件の窃盗事件に関して逮捕状請求され、同月10日逮捕状が執行されています。これは、本件について原告を取り調べる目的で、証拠の揃っている別件窃盗の逮捕に名を借り、その身柄拘束を利用するものであり、違法な身柄拘束です。

別件窃盗の取調は同月12日に終了していたので、勾留の必要がなかったのに、勾留請求されています。本件捜査のためであり、その時点でも原告が本件に参与している証拠は何もありませんでしたから、違法な身柄拘束です。

これに対し被告国は、原告には別件窃盗以外にも多数の余罪が疑われていたもので、余罪捜査のために、勾留する必要があったと主張しています。

しかし、10月13日以降は専ら本件の取調が行われており、窃盗余罪の取調は、本件で勾留が延長された11月5日以降になされていますから、本件の取調を正当化できるものではありません。

検察官は、10月19日に同種余罪の取調べの必要を理由に別件窃盗の勾留延長を請求していますが、延長後も専ら本件の取調べに終始し、同種余罪の取調べをしたのは11月5、6日ですから、令状裁判官に虚偽の理由を申立てた違法があります。

2 違法な方法を用いた原告に対する取調

このように捜査官は、不当な身柄拘束を利用して原告の取調を行ったのですが、

その取調自体も、不適切な方法を多用しています。一例を挙げると、ポリグラフ検査結果について早瀬が原告に「嘘と出た」との虚偽の結果を告げています。これが原告が虚偽の自白をした主たる理由です。早瀬は原告の自白獲得を目的としてこのような虚偽の発言をしたものです。

3 有元検事による処分保留・釈放

原告は10月15日自白し、その後、本件強盗殺人で逮捕、勾留されていますが、勾留期限である11月13日、有元検事は、否認調書を作成し、処分保留として釈放しました。杉山も同様です。

その理由と考えられるのは以下の四点です。すなわち①物的証拠は皆無であり、被害品すら特定できていないこと。②直接の犯行を目撃した者がいないこと③本件犯行に近接した時間帯・場所で原告らを目撃したとする者の供述もはっきりしたものではなかったこと。④原告らの自白はあるものの、その供述内容も、変遷や共犯者相互間の不一致が多かったところ、11月13日までには兩人ともに否認し、具体的なアリバイも供述していたことです。それまでに収集した証拠資料のみでは原告らを有罪と認める嫌疑が十分でないと判断したのです。

また、処分保留は、有元検事単独の判断ではなく、上司の決裁を経た検察庁の組織的判断です。したがって、検察官の個人差による判断の幅を考慮しても尚、この時点では原告らを有罪と認める嫌疑が十分ではなかったはずです。

4 別件起訴後勾留を利用した本件強盗殺人の取調

原告らは、本件に関しては釈放されましたが、別件起訴を利用して勾留され、さらに引き続き取り調べを受けました。

原告及び杉山に対する各「別件」起訴後の勾留を利用した本件の取調べは、取調べ受忍義務がないことを告知していませんから、「任意の取調べ」ではなく違法です。

5 別件起訴後の取調では、拘置所から留置場へ逆送されました。検察官は、移監の同意請求をしたのです。

原告らは、警察の違法捜査を有元検事に訴えていたのですから、是正措置をとる

ことなく、検察官が拘置支所から留置場への移監の同意請求をしたのは、裁量権を著しく逸脱した違法な請求です。

6 処分保留後の捜査により収集された証拠は、いずれも本件嫌疑を否定する方向のものでした。

(1) 11月15日、盗品の捜索が栄橋下の利根川の河原や川岸で大がかりに行われましたが、黒の二つ折り財布も白い布製三つ折り財布も見つけることはできませんでした。

(2) 11月16日、毛髪鑑定結果が出され、犯行現場で採取された毛髪はいずれも原告らのものでないことが判明しました。

(3) 11月22日、便所のさんの指紋対照結果からも原告の指紋は出てきませんでした。便所のさんを外して脱出したという原告の自白の信用性に疑問を抱かせる証拠です。

(4) Iは、当初から、「栄橋石段の一件」のあった日にちに関する記憶ははっきりしないと供述していましたが、11月18日、有元検事の聴取においても「8月28日とは断言できない」と供述しています。

(5) ガラス戸の偽装工作に関する原告らの自白も、11月30日に明らかとなった被害者宅の客観的状況と矛盾するものでした。

(6) 12月1日作成のH医師の鑑定書には、頸部に「絞頸を思考させる創傷」との記載があり、死体検案書の「絞殺（推定）」の記載と併せて、H医師は、被害者に絞頸があったと判断しています。

(7) 捜査官が、12月14日、布佐駅から野方の光明荘に着く時間を知らべたところ、午後9時50分頃布佐駅を発車すると光明荘に着くのは午後11時52分であることが分かりました。これはバージュンに11時30分に着いたという原告らの自白と矛盾するものです。

7 処分保留後に判明・収集された証拠はすべて原告らの嫌疑を否定するものでしたから、吉田検事は、目撃証人や原告らの供述証拠の信用性をより厳密に吟味する必要性があったはずですが、ところが、吉田検事の行ったことは、信用性の欠ける供

述を信用性があるかのごとく操作をすることでした。いくつか具体例を挙げます。

(1) 目撃供述

ア 犯行に至る経緯（栄橋まで）

Iは、「栄橋石段の一件」の日にちを8月28日と断言できないと供述していたのに、吉田検事が聴取した12.17検面では、何の説明もなく、突然、「列車事故」を理由に石段の一件は8月28日と供述させました。

イ 犯行に至る経緯（被害者方前）

OMに「身長は大柄と感じなかった」と表現を変えさせ、通過時刻もそれまでよりは早い時刻を供述させ（12.16検面）、杉山にはOMとは会わなかったと供述させました（12.13検面）。

(2) 原告らの自白

ア 格闘・殺害行為

12.19検面において、原告は、パンツは「使ったのかはっきりしない」と、従前の供述を変更していますが、これは、頸部にあてられたパンツが頸部の周囲を容易にまわり絞頸に使用できることに気づき、その矛盾を解消するためです。

イ 物色・強取

白い布製三つ折り財布について、裏付けがとれなかったので、12.19検面において、そもそも誰も盗らなかったと原告に供述を変更させました。

ウ 偽装工作

ガラス戸偽装工作に関して、11.30捜査報告書により、従前の原告らの自白と現場の客観的状況に齟齬があることが判明し、原告らの自白の信用性に疑問が生じたので、吉田検事は、同偽装工作における原告らの位置関係に関する供述を「東西型」から「南北型」に変更させるなどして、上記矛盾の解消を図りました。

(3) アリバイ

吉田検事は、原告の12.21検面において、高田馬場の「養老の滝」に行ってから兄貴のバーへ行って飲んだ日は別の日ですとアリバイの主張を撤回させました。これは、12月14日の裏付捜査によって、午後11時半ころにはバージェン

にいたという筋書きが破綻したので、その綻びを隠すためです。

第2 起訴の違法

原告らは、12月28日、本件強盗殺人で起訴されました。

1 アリバイ捜査不十分

しかし、アリバイ捜査が不十分なままなされた起訴でした。

原告らは、当初から、アリバイを主張し本件とは無関係であると訴え続けていて、特に本件においては、客観的・合理的嫌疑がなかったのですから、捜査機関は、より一層アリバイの裏付捜査を行う必要性がありました。

(1) 原告は、8月28日の犯行時間帯ころ、高田馬場の「養老乃瀧」において飲食をしていたと主張していますが、捜査機関は、「養老乃瀧」店長に対する事情聴取を行っただけで、他の6名の店員に対して直接確認をしていません。

(2) 原告は、28日は午後9時過ぎから10時過ぎまで、バー「ジュン」で酒を飲んでいたのでありますが、捜査機関は、原告の来店時間を記憶している可能性の高い常連客に対する捜査をしていません。

(3) 原告は、8月28日の午後10時ころ、知人のSYに電話をかけ、同人の指輪の件で話をしていますが、この点の裏付捜査もしていません。

(4) 杉山は、8月28日午後、光明荘にいたところ、丸井の集金人がSAを訪ねてきたというアリバイがありますが、捜査機関は一切捜査をしていません。

2 吉田検事の本件起訴に合理性がない。

これまでに述べたとおり、①11月13日までに得られた証拠からは、原告らの嫌疑が十分でなかったのですから、起訴をするためには、その後の補充捜査で嫌疑が高まる証拠が得られることが必要ですが、その後の補充捜査で得られた証拠はいずれも嫌疑を否定する方向のものであり、嫌疑を高める証拠は得られていません。②吉田検事は、矛盾の解消やつじつま合わせの供述操作を行いました。このことは吉田検事自身が、目撃供述や原告らの自白に矛盾があり、信用性がないことを認識していたこと物語っています。また、③アリバイ捜査も不十分でした。

とすれば、合理的客観的嫌疑が存在しないとして、公益の代表者である検察官

は、本件については嫌疑不十分により不起訴とすべきであったのです。

3 確定審の有罪判断は参考にならないこと－被告国の反論に対する再反論

被告国は、本件起訴に際しての証拠構造としては、供述証拠が主であり、各供述の信用性の判断は論理則、経験則の許容する範囲内で個人差が生ずることは避けられない。このことは確定審や第一次、第二次各請求審決定、再審判決が、証拠関係に大きな違いがないにもかかわらず、判断が分かれていることから明らかであると主張しています。

しかし、確定審と再審無罪判決などが異なる判断となったのは、再審請求審以降に多数の無罪方向の証拠が開示されたからであり、多数の「無罪方向の証拠」を調べないまま判断した確定審とは証拠関係に大きな違いがあります。確定審の証拠に、再審請求審で開示された無罪方向の証拠が加わったことにより確定審の判断が変更されたことを原告第26準備書面の図表を示していくつか紹介します。

(1) 原告らの現場不存在 図表1

確定審では、物証として現場から採取された指紋に原告、杉山と一致するものが無いとの証拠は提出されていましたが、確定審は、指紋がないからと言って犯人ではないとは言えないと判断しました。しかし、再審請求審では、現場から採取された毛髪に原告、杉山と類似するものが無いだけでなく、被害者以外のものと思われるものがありました。これにより現場に第三者がいた可能性がでてきて、原告と杉山が現場にいなかった可能性が一層高まったのです。

(2) 10. 17録音テープ 図表2

確定審では、11月2日原告録音テープ、11月3日杉山録音テープのみ提出され、確定審は原告について「自ら体験しない事実ならばとうてい引き続いて整然と供述し得ないことを具体的に首尾一貫として供述しているとして供述の任意性を認めました。再審請求審で、10. 17原告録音テープが開示された結果、捜査官が組織的に偽証したこと、11. 2原告テープと11. 3杉山テープが任意性の証拠たり得ないこと、原告と杉山の自白の信用性も著しく減殺されることが分かりました。

(3) 栄橋石段の出来事 図表 4

確定審では、I, Kの2号書面及びA証言の信用性を認めて石段の一件は8月28日であると認定しました。これに対し再審請求審では、I, K, Aの初期供述が開示され、初期供述を踏まえて検討した結果、石段の一件が8月28日であるというI, Kの2号書面, A供述の信用性が否定されました。

(4) このように確定審と再審請求審・再審公判では証拠が関係に大きな違いがあり、その違いがあるからこそ判断が分かれたのあり、証拠関係が同じであるという被告国の主張は誤りです。

第3 公判の違法

このようにして、無罪方向の証拠に目をつぶり、有罪方向の証拠をねつ造し、違法な起訴をした検察官は、最後の仕上げとして、裁判において有罪判決を獲得すべく、あの手この手で証拠を隠し、裁判所を欺き続けました。そもそも、「検察官の公判廷における証拠開示義務」に法律上の根拠があることについては、提出済みの準備書面において繰り返し述べてきたところで、今回、これを補強するために指宿教授の法律鑑定意見書を提出しました。また、原告は検察官の証拠隠しの具体的手法について、準備書面において数々指摘していますが、今回は、中でも悪質であるとする2つの手法について述べることにします。

1 証拠隠し(その1) 偽証

まず、捜査官が、あるはずの証拠を「ない」と公判廷で繰り返し証言したことは、「あの手この手」の代表的な手法です。

原告及び杉山は、確定審において、最終的に自白の任意性を支える重要な証拠として扱われた自白の録音テープについて、それより早い時期に作成されたもう1本のテープがあるはずだ、これを聞けば、原告や杉山が決して「すらすらとよどみなく自白できていた」などということがないことが明らかになる、と主張していました。そして、このことは公判廷における捜査官の尋問でも追及されましたが、3名の捜査官は口をそろえて「テープは1本しかとっていない」「もう1本のテープは存在しない」と繰り返し証言したのです。

この捜査官の証言は、のちに、明白な「偽証」であることが判明しています。第2次再審請求審において、おそらく、これらの事情を知らなかったであろう検察官が、原告の「もう1本」のテープを提出したからです。

この期に及んで、国も県も、この明白な「偽証」を「失念していたに過ぎない」などと主張していますが、開示された原告のテープに編集などの様々な細工が施されていたことや、尋問も一度きりではなく、複数回の公判にわたってなされていることなどを考えると、「失念」などあり得ないことは誰の目にも明らかです。

そして、この捜査官の偽証には、当然、検察官も関与していたものと考えられます。杉山のテープに至っては、捜査官作成の調書に1本目のテープの存在が明記されているのであって、これを検察官が知らなかったなどという言い訳が通るはずもありません。仮に、原告のテープについてのみ、検察官が本当に何も知らなかったというのであれば、捜査官は尋問に向けた打ち合わせの際に、検察官にすら虚偽の回答をしていたということになり、そうまでして隠さなければならないほどの重要な証拠が、確定審では原告や裁判官の目に触れることすらなく、闇の中に葬り去られていたということになります。

2 証拠隠し（その2）虚偽答弁

次に、検察官は、公判廷において積極的に嘘をつくことによって、裁判所からの証拠開示命令発令をかわし続けました。弁護人から供述調書の開示請求を受けた際に、「同人の証言、開示済み検調・員調などと同旨であるから開示の必要性なし」と答弁するというのがこの典型で、この手法は多用されました。

検察官は「証言、検調・員調と同旨」だと言います。しかし、公判廷に提出されていた検面では、原告らを目撃したのは事件当日の8月28日であると断定している証人が、それ以前の員面・検面においては、「日付は断定できない」と述べています。あるいは、公判廷において、事件現場の前で原告と杉山を見た、また、鶏を絞め殺すような声を聞いたことを警察官に話した、と証言した証人は、捜査段階においては、鶏を絞め殺すような声の話どころか、2人を目撃したことすら警察官に告げていませんでした。これらの、どこをどう見れば「同旨」であると言えるの

でしょうか。国は、そもそも証人の証言はあいまいであり、検察官の答弁が「明らかに虚偽」であるとは言えないなどと苦しい言い訳をしていますが、これら答弁が「虚偽」であることは明らかとしか言いようがありません。

確定審において、弁護人は、重要な証人の主に初期供述の開示を求めていました。しかし、これらは検察官の「同旨」答弁によって、ことごとく開示を拒否され、また、裁判官による証拠開示命令の発令もごくごく一部を除き得られなかったのです。再審請求審においては、これら証人の初期供述が開示されることによって、目撃証言の信用性が崩れ、また、検察官がいかにも有罪方向の証拠を作出していったのかという「虚偽供述の形成過程」も顕わになっていきました。検察官は、自ら都合のいいようにねじ曲げて作り上げた供述調書を平然と公判廷に提出する一方、本来提出すべき大事な初期供述調書をひた隠しに隠していたのです。このような検察官の公判廷における活動が、確定審において裁判所の判断を誤らせる大きな要因になったことは言うまでもありません。

- 3 最後に、検察官手持ち証拠の提出・開示義務について、原告は、指宿教授の法律鑑定意見書(指宿意見書)を提出しましたので、これについて若干の説明をします。

本件において、国は、布川事件の確定審当時の刑訴法には検察官の証拠開示義務や証拠提出義務を定めた明文の規定はないのであるから、裁判所の証拠開示命令が発令された場合以外には証拠開示義務はなく、この点についての国賠法上の違法はないと主張しています。

しかし、指宿意見書によれば、検察官の手持ち証拠のうち、少なくとも無罪方向の証拠について、これを法廷に提出すべき義務を負うことは、憲法13条、31条、検察庁法4条、刑事訴訟法1条といった実定法上の根拠を有するものであり、この義務に違反して証拠を隠すことは、国賠法上の違法となります。また、判例の立場も同様のものと理解すべきであるし、こうした検察官の職務上の義務が、具体的な開示命令が発せられているか否かにかかわらず存するものであることは、布川事件の確定審当時の検察庁内部の規範としても共有されていたものなのです。

先にも述べたとおり、布川事件において、いかに多くの論点について、確定審の

証拠に、再審請求審で開示された無罪方向の証拠が加わったことによって、確定審の判断が変更され、無罪判決に結びついているかということ、原告は第26準備書面において図表を使って示しています。これを見れば、有罪を勝ち取るべくあらゆる手段を用いて証拠を隠し続けた検察官の行為は、確定審段階では功を奏していたこと、しかし、現時点での検証によれば、それが許されざる違法行為であったことが明らかです。

以上